

(別紙)

食品表示基準について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）</p> <p>（総則関係）（略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）～（11）（略）</p> <p>（12）乳児用規格適用食品である旨</p> <p>①（略）</p> <p>② 乳児用規格適用食品である旨の表示について 乳児用規格適用食品である旨の表示の<u>方法</u>は、「乳児用規格適用食品（<u>食品衛生法に基づき、乳児用食品に係る放射性物質の規格が適用される食品</u>）」とすることとする。</p> <p>③ 表示の省略について 食品表示基準第 3 条第 3 項において乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略できることとしたところであるが、本規定の対象となる</p>	<p>食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）</p> <p>（総則関係）（略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）～（11）（略）</p> <p>（12）乳児用規格適用食品である旨</p> <p>①（略）</p> <p>② <u>「乳児用規格適用食品」</u>である旨の表示について <u>「乳児用規格適用食品」</u>である旨の表示は、<u>原則的には「乳児用規格適用食品」と表示することとするが、「本品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」、「乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」、「乳児用規格適用」などの表示も使用可能であること。</u></p> <p>③ 表示の省略について 食品表示基準第 3 条第 3 項において乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略できることとしたところであるが、本規定の対象となる</p>

<p>食品は、以下の食品である。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条第38項及び第39項に規定する)調製粉乳及び調製液状乳</p> <p><u>エ 上記アからウまでに掲げる食品以外の場合において、乳児の飲食に供することを目的として販売する食品であることが容易に判別できる食品</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(13) ～ (15) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(生鮮食品)～(附則) (略)</p> <p>別添 添加物1-1 ～ 別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)</p>	<p>食品は、以下の食品である。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条第37項及び第38項に規定する)調製粉乳及び調製液状乳</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(13) ～ (15) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(生鮮食品)～(附則) (略)</p> <p>別添 添加物1-1 ～ 別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)</p>
--	---